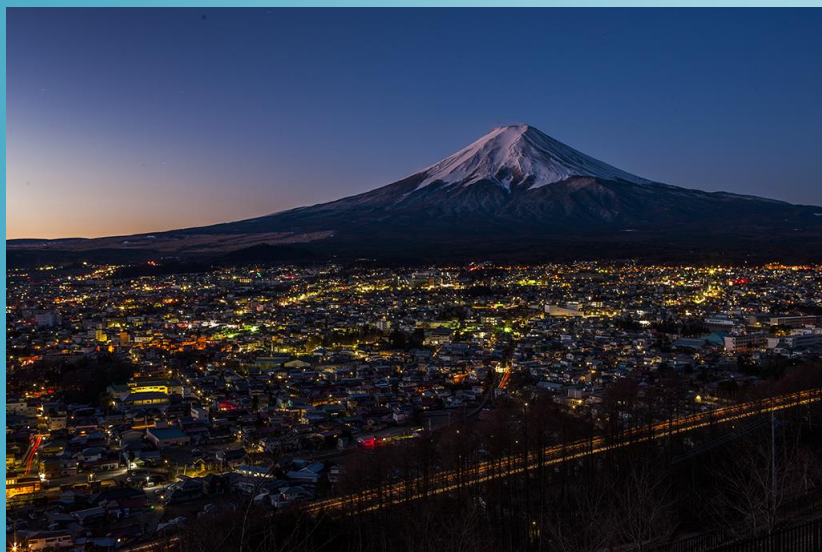


第6章 計画推進に向けて



6・1 市民・事業者等・観光客・行政が一体となった景観まちづくり

(1) 基本的な考え方

景観まちづくりを推進していくために次のような基本方針と役割を定める必要があります。

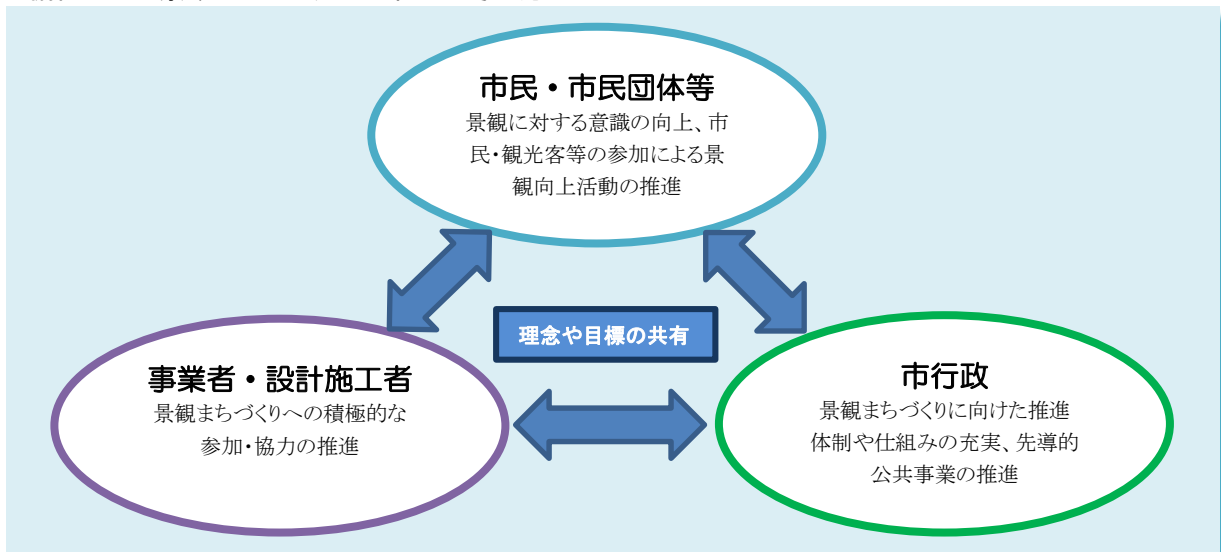
1) 基本方針

良好な景観を形成していくためには、市行政をはじめ、市民や来街者（観光客）、道路や建物等を設計・施工する事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。富士吉田市の美しい風景を守り、より美しく活力に満ちたものに醸成していくため、次に示す基本方針に基づき、市民、観光客、事業者等、行政など、多様な人々の協働による景観まちづくりを推進していきます。

●景観まちづくり推進の基本方針

- ◆景観は、市民・市民団体、観光客、事業者等、市行政が景観計画に掲げた基本理念や目標を共有した上で、それぞれがお互いの役割を認め合い、地道な活動の積み重ねを経て創り上げるものです。
- ◆市民・市民団体、観光客、事業者等は、美化活動に取り組んだり、身近な空間の緑を維持増進させたり、良好な街並みづくりに心がけるなど、景観まちづくりに積極的かつ主体的に参加します。
- ◆市行政は、公共施設管理者として、施設整備や維持に努めるとともに、市民・市民団体等による景観まちづくりが円滑に進められるよう、活動の支援を行います。

●協働による景観まちづくりの基本的な考え方



2) 市民・市民団体、観光客、事業者等、市行政の役割

景観まちづくりは、各組織がそれぞれの役割を分かち合って推進していきます。

組 織	役 割
市民・市民団体、観光客の役割	・景観まちづくりの主役であることを認識して、自主的かつ積極的に景観まちづくりに参加し良好な景観形成に努めることとします。 ・市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力して取り組むこととします。
事業者・設計施工者の役割	・事業者は景観形成の重要な担い手としての役割を認識し、事業活動を通じて、地域に根ざした景観まちづくり活動、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為等を展開します。
市行政の役割	・「景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた施策の推進を図ります。 ・公共施設整備に当たっては良好な景観形成を先導する役割を果たすよう努めます。 ・市民・市民団体等や事業者等が景観まちづくりを進めやすいように、必要な制度や法令の整備、情報提供などの活動支援を行います。 ・国・県などに必要となる調整を要請します。

（２）協働による景観まちづくりの推進体制の構築

景観計画を効果的に運用し、良好な景観まちづくりを推進していくために、次のような体制を構築します。

① 景観アドバイザー制度の活用

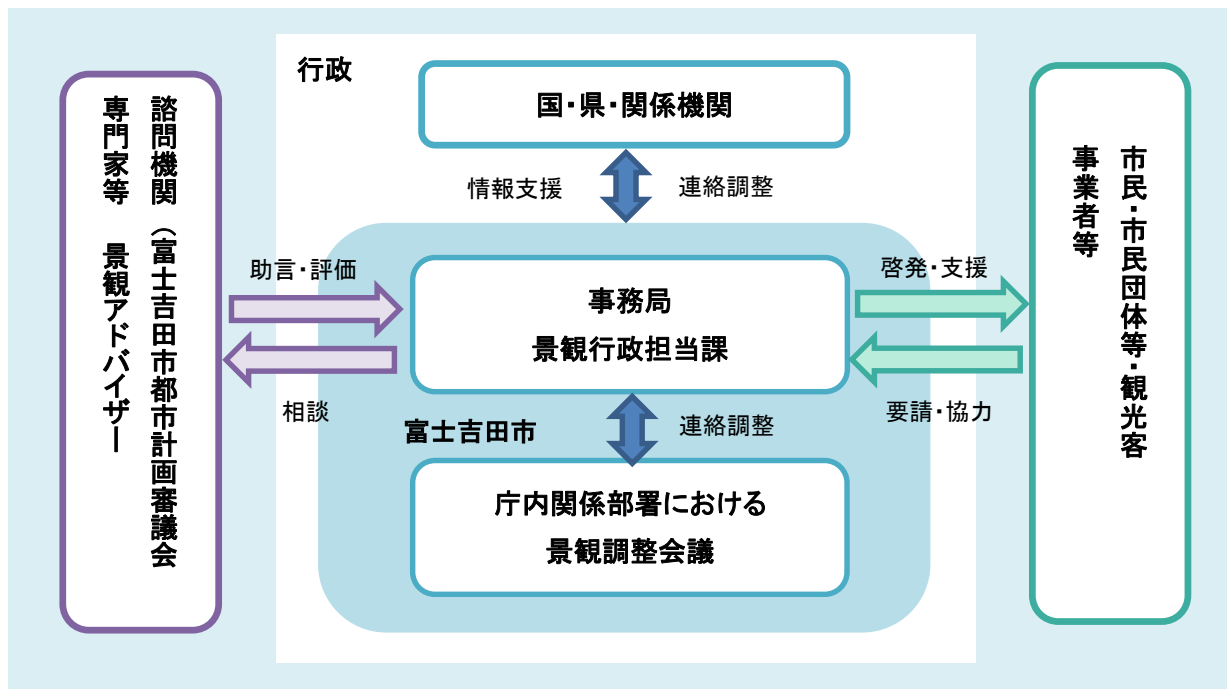
景観形成重点地区及び候補地におけるにおけるまちづくり懇談会や建築等の行為の事前協議、事前の相談等にあたり、適切な判断を行い、質の高いデザインに誘導していくために、専門的見地から助言を得られるよう、「景観アドバイザー制度」の活用を検討します。

② 庁内・関係機関との連携体制

景観まちづくりは、幅広い分野にまたがるため、市民や事業者等に対する相談や情報提供、建築物等の行為の届出手続き等の景観事務を行う事務局を設置し、庁内の各部署と連携して取り組むことが重要となります。特に公共施設の整備等にあたっては、所管する部署との景観形成に対する共通認識を持つことが必要となります。そのためには、庁内の横断的な連絡調整の仕組みづくりや体制を構築することが大切です。

また、道路や河川等、国、県の公共施設等は、本市の景観形成に大きな影響を与えるものとなるので、国、県や関係機関との情報交換や連絡調整を円滑に進められる体制を構築します。

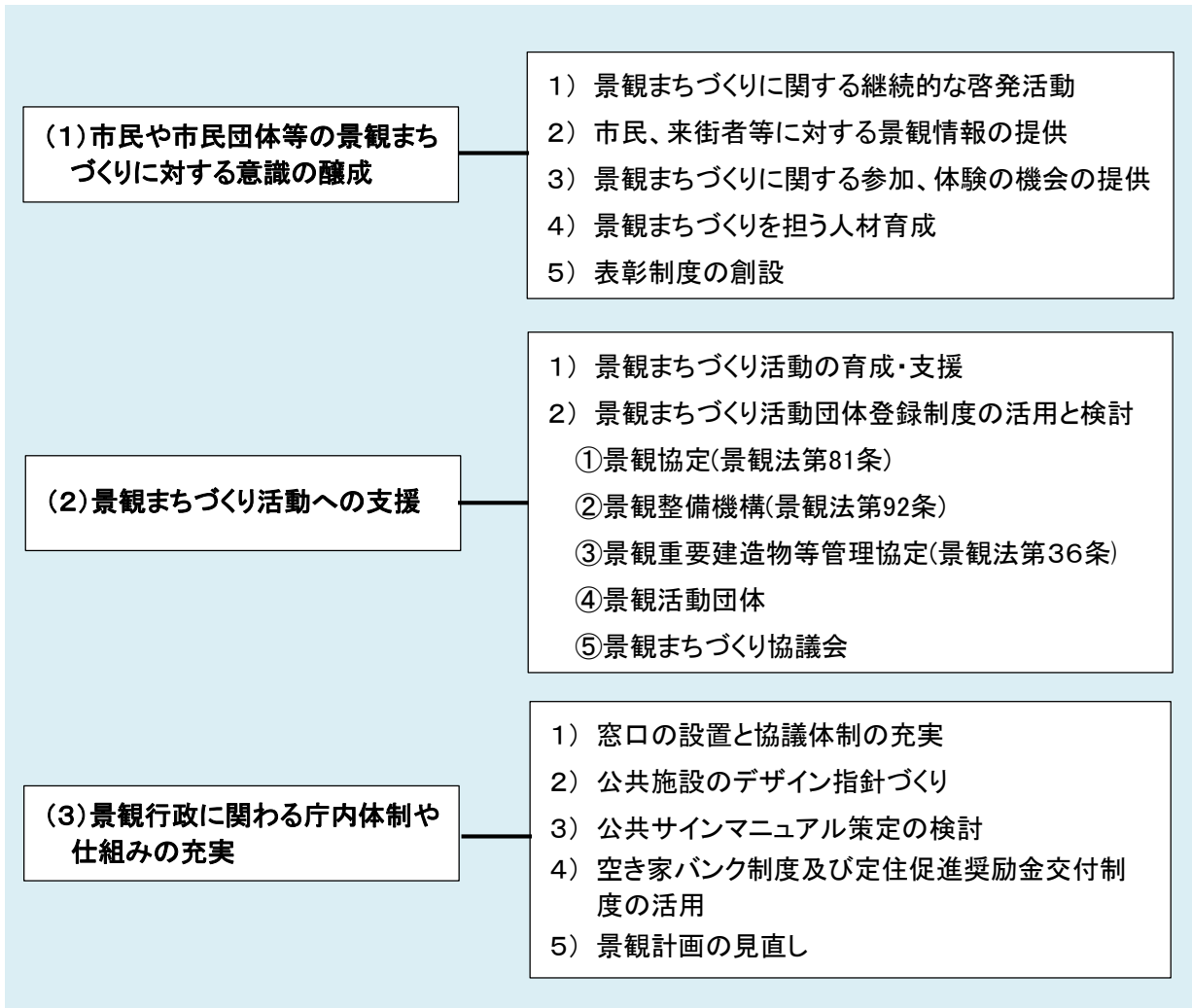
●推進体制のイメージ



6・2 計画推進に向けた施策

「富士吉田市景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

●計画の推進に向けた施策の体系



(1) 市民や市民団体等の景観まちづくりに対する意識の醸成

市民が主体となった景観まちづくりを推進するためには、市民や事業者等を含む多様な主体が担い手となって取り組んでいく必要があります。

1) 景観まちづくりに関する継続的な啓発活動

市民・市民団体等、事業者等、市行政の関心を高め景観まちづくりに関する意識を醸成するため、情報発信の充実や各種イベントの開催、わかりやすいガイドラインの作成など、景観に関する継続的な啓発活動を行います。

●啓発活動の例

- ◆市のホームページの活用、市広報の活用
- ◆景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会の開催
- ◆景観パンフレット、景観まちづくりガイドブックの作成
- ◆まち歩きイベントの開催、景観マップの作成

2) 市民、来街者等に対する景観情報の提供

「富士吉田市景観計画」や「(仮称)富士吉田市景観条例」などの市の景観に関する情報や、市民が景観形成活動に取り組む場合の情報など、市民がわかりやすく気軽に情報を入手できるよう、行政窓口の設置、市のホームページなどを活用して、情報の提供を図ります。

観光客等の来街者についても、市のホームページや観光パンフレット等の活用を図るとともに、観光ボランティア等の育成・活用を図るなどして、景観形成に関する情報提供を図ります。

●情報提供内容(コンテンツ)の例

- ◆「富士吉田市景観計画」や「(仮称)富士吉田市景観条例」に関すること
- ◆景観の行政窓口に関すること
- ◆建築物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- ◆景観形成活動の支援に関すること
- ◆景観形成に関わるサークル活動やボランティア団体等に関すること

3) 景観まちづくりに関する参加、体験の機会の提供

市民の景観に対する理解や景観まちづくりに対する意欲を効果的に高める参加・体験型の学習の場や取組の機会を提供します。

「富士吉田市景観計画」策定にあたっては、景観アンケート調査や市民懇談会等を行い市民の意向を取り入れ作成してきました。アンケート調査結果からみても、市民の景観に対する関心や景観まちづくりへの参加意向も高いことが伺えます。今後も、市民参加による景観まちづくりを推進するため、市民懇談会やワークショップの開催など、市民が景観に対して自由に話し合える場や機会の提供を図ります。

4) 景観まちづくりを担う人材育成

市民・市民団体等、事業者等を対象に、各種講座や研修会・勉強会などを開催し、市民相互、事業者相互の連携を図る上で、先導的な役割を担う人材の育成を図ります。また、市職員に対しても、景観まちづくりの研修会・勉強会を開催し、資質の向上を図ります。

アンケート調査からも関心の薄かった若年層に対し、次世代を担う人材づくりを推進するため、幼稚園、小学校、中学校の教育課程における景観まちづくりに対する意識の醸成に努めます。

5) 表彰制度の創設

市内の優れた景観や景観まちづくりに関する団体および市民の取組を紹介するとともに、新たに(仮称)富士吉田景観表彰制度を創設し、景観まちづくりに対する意欲の向上に努めます。

表彰の対象としては、市民や事業者等の景観形成活動、景観に配慮された建築物や工作物、屋外広告物、まちかど花壇、前庭(道路に面する庭)の花植え、生け垣などで、審議会等の意見を参考に表彰します。

(2) 景観まちづくり活動への支援

市民が主体となる景観まちづくりを推進するため、次のような取組に対する支援を行います。

1) 景観まちづくり活動の育成・支援

市内における既存の景観活動（活動団体や活動内容）を把握するとともに、市民の多様な景観形成活動の育成・支援を図るため、市民の自発的な景観形成活動を促す仕組みづくりを推進します。

市内では、富士山清掃などの美化活動を始め、地域や公園の花植え、草刈り、植樹活動、まち歩きウォッチング、まちづくり活動など景観形成に関わる様々な市民活動が行われています。その主体は、個人から市民サークル、市外から参加しているボランティア、地域の自治会、商店会、市民団体、企業、NPOなど様々で、今後の景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されます。

こうした市民による景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくため、次のような取り組みを促進します。

●景観まちづくり活動の育成・支援の考え方

◆市民一人一人の身近な景観形成活動の促進

生け垣等の庭先の緑化や花植え、道路や水路などの清掃・美化活動、草刈り、街並みに配慮した建築物のルールづくりなど、市民一人一人の身近な景観形成活動を促進します。

◆景観形成活動の育成・支援

市内における既存の景観活動（活動団体や活動内容）を把握するとともに、市民の多様な景観形成活動の育成・支援を図ります。

◆景観形成活動の助成制度の創設

市内における景観まちづくり協議会や景観活動団体等に対し、山梨県景観アドバイザー等の専門家の派遣若しくは技術的援助を行い、その活動に要する費用の一部を助成します。

また、景観形成重要建造物及び景観重要樹木の所有者等に対して技術的支援を行い、その保全に要する費用の一部を助成していきます。

2) 景観まちづくり活動に係る諸制度

景観法等に位置づけられた、景観に関連した協定や各種制度ならびに組織には次のものがあります。

① 景観協定(景観法第81条)

景観計画区域内の一団の所有者や借地権者の全員の合意で結ばれた、良好な景観の形成に関する協定を「景観協定」といいます。

住民間の契約であるという協定の特質から、景観計画区域や景観形成地区で定めることができない事項(例えばショーウインドウの照明時間やワゴンの形や色といったソフトな事項)まで、「良好な景観の形成のために必要な事項」として定めることができます。この協定は、他の緑化協定や建築協定と同様にまちづくりのひとつの手法であり、所有権が移転した場合には次の所有者に継承されるという法的な効果もあります。

- ・きめ細かな景観形成基準を定め、一定の法的拘束力のもと、地域の実情に即した景観まちづくりを行うための協定です。
- ・土地所有者等の合意により自主的に締結し、景観行政団体の長(市長)が認可します。

② 景観整備機構(景観法第92条)

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人またはNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づけるものです。本市では、下記の業務を想定しながら、必要に応じて景観整備機構の指定を検討します。景観整備機構には、より良い景観形成を進める上で重要となる設計や整備に関する情報の収集と対応などが期待されます。

●景観整備機構が行うことができる業務(景観法第93条)

- ◆良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと。
- ◆管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ◆良好な景観まちづくりに関する調査研究を行うこと。
- ◆景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業、若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと、またはこれらの事業に参加すること。

③ 景観重要建造物等管理協定(景観法第36条)

- ・景観重要建造物、樹木を管理するための協定
- ・市長若しくは景観整備機構が、所有者との間で締結

④ 景観活動団体

市民が主役となって景観まちづくりに取り組むための組織として、市長が認定する団体で、美化活動、花植活動など幅広い分野を想定しています。例えば東京都大田区の場合、違反簡易広告物の除却や違反広告物等の監視・通報を自主的に行うことを申し出た団体を指します。活動団体として活動するためには、1人以上の景観ボランティアが団体に所属している必要があります。

●認定基準

- ◆本市の良好な景観形成に資する活動をする団体であること。
- ◆規約、会則、定款等を有していること。

⑤ 景観まちづくり協議会

市民・市民団体等、事業者等が主体となり、景観形成重点地区を目指すまたは景観形成重点地区における景観まちづくりに取り組むための組織として市長が認定する団体です。協議会は良好な景観形成を図るため、美しいまちづくり整備計画の策定や景観形成にかかわる活動を推進するものです。市は協議会に対して、活動推進のために必要な情報提供を行うとともに活動費の助成制度などを検討します。

●認定基準

- ◆景観形成重点地区や候補地の指定及び変更の申請をすることを目的とする団体であるか、景観形成重点地区や候補地において景観計画に基づき良好な景観形成を資する活動をする団体であること。
- ◆土地、建築物又は工作物の権利や利用を不当に制限していないこと。
- ◆活動が継続して行われると認められるものであること。
- ◆活動の内容に実現可能性があること。

（３）景観行政に関わる庁内体制や仕組みの充実

１）窓口の設置と協議体制の充実

景観行政を担当する専門セクションの設置を行うとともに、市民の景観に対する相談・情報提供の窓口機能の充実を図ります。

また、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。

２）公共施設のデザイン指針づくり

公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計にあたっては、施設の形態・意匠、色彩、素材といった景観上留意すべき事項や、計画の初期段階からの市民参加、場所性を考慮した計画・設計づくりなど、行政や事業者の共通の指針となるデザインガイドラインの策定を図ります。

３）公共サインマニュアル策定の検討

公共および民間の情報案内板、案内サイン、誘導サインなど、統一感のあるサインを計画的に整備、誘導し、観光客等の来街者の回遊性と滞留性を高めていくため、その指針となるサイン計画の策定を図ります

４）空き家バンク制度及び定住促進奨励金交付制度の活用

本市では、市内の空き家等の有効活用を通して、地域活性化を図ることを目的とした「空き家バンク」制度が創設されており、景観形成の観点からも積極的な活用を図ります。

また、新たに創設された「富士吉田市定住促進奨励金交付制度」を活用し、空き家等の中古物件改修を積極的に進め、景観向上に役立てていきます。

５）景観計画の見直し

景観計画に基づく良好な景観づくりを円滑に推進するため、市民・事業者・行政の取組状況を把握し、公表します。

また、取組に関する問題点や課題などについては、市民や専門家などの意見を聴きながら検証し、効果的かつ効率的な推進に向けた調整を行います。

さらに、景観づくりは、長い年月を要することから、社会情勢の変化や、上位計画・関連計画の改訂など、必要に応じてこの計画の見直しや充実を図ります。

6・3 景観施策の段階的な推進プログラム

富士吉田市景観計画の策定及び（仮称）富士吉田市景観条例の制定により、本市の景観行政の本格的な取り組みがスタートすることになります。しかしながら、本章で取り上げた各種の推進施策を実動していくためには一定の期間が必要であり、地道に一步一步構築していくことが重要です。

本章で掲げた施策に加え、景観形成重点地区の指定などの先導的な取り組みを着実に進めていくためには、市民や事業者等の協力と行政の積極的な支援が重要であり、担当課だけではない市内一致団結した行動が求められます。

本章で取り上げた推進施策については、ほとんどが未着手のものであり、多岐に渡ります。

ここでは、概ね10年程度を目標として、景観施策の段階的な推進プログラムを作成します。

●景観施策の段階的な推進プログラム

推進施策	I 期 ステージ I	II 期 ステージ II	III 期 ステージ III
市民や市民団体等の景観まちづくりに対する意識の醸成	◆景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会の開催 ◆景観パンフレット、ガイドブックの作成	◆まち歩きイベント、景観マップの作成 ◆市民、来街者等に対する景観情報コンテンツの作成	
景観まちづくり活動への支援	◆景観まちづくり活動団体の登録	◆景観整備機構、景観活動団体、景観まちづくり協議会等の設置及び活動開始	◆景観重要建造物等管理協定の推進
景観行政に関わる庁内体制や仕組みの充実	◆条例の制定・運用 ◆行政窓口の設置 ◆職員の意識の向上と人材の育成	◆景観形成重点地区ガイドラインの作成検討	◆景観計画の見直し
先導的な景観まちづくりの推進	◆景観重要公共施設の指定 ◆景観形成重点地区の指定	◆景観形成重要建造物・景観重要樹木の指定 ◆景観形成重点地区の指定	◆景観形成重点地区の指定